

中野区成年後見支援事業の実施について

1 目的

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な区民の権利と財産を守るための成年後見制度を普及・推進するための事業を実施する。

2 事業内容

- (1)成年後見制度に関する相談
- (2)成年後見制度の申立て手続の支援
- (3)成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人の支援
- (4)地域ネットワークの活用
- (5)後見人等の候補者の育成及び活用
- (6)成年後見制度に関する普及啓発活動
- (7)その他区長が必要と認める事業

3 実施時期

平成 20 年 10 月 1 日

4 事業の実施方法

事業は社会福祉法人中野区社会福祉協議会へ委託して、社会福祉会館（スマイルなかの）において「中野区成年後見支援センター」として実施する。

5 利用対象者

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が低下し、自らの財産管理や日常生活を営むことが困難又はそのおそれがある者及びその家族等。

6 実施時間等

- (1)実施日 月曜日から土曜日（第 3 月曜日を除く）
- (2)実施時間 午前 9 時から午後 5 時
- (3)休業日 日曜日・祝日、第 3 月曜日、年末年始